

市民の声の公表に関する取扱要領

平成19年12月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市民との情報の共有化により開かれた市政の推進と市民参画の促進を図るため、市民からの声を市が管理するホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 市民からの声の公表は、「市長への提言箱」及び「わたしの提言箱」に寄せられた提言(以下「提言」という。)のうち文書で回答したものを対象とする。

ただし、提言を寄せた者(以下「提言者」という。)が公表を望まない場合は、この限りでない。

2 前項で公表したもののうち検証が必要と判断したものについては、検証結果を公表する。

(公表の内容)

第3条 提言に関する公表の内容は、次のとおりとする。

ただし、個人情報等及び個人が特定できる内容等については、除くものとする。

(1) 件名

(2) 提言のあった年月

(3) 提言及び回答の要旨

(4) 関係部署

2 前条第2項の検証結果の公表の場合は、前項の内容に次の内容を追加する。

(1) 検証結果

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、市ホームページに掲載して行うものとする。

(公表の時期)

第5条 公表の時期は、提言者に回答した日後とする。

2 第2条第2項の検証結果の公表の時期は、同条第1項の公表後1年後とする。

引続き検証結果を公表する場合は、原則1年置きとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、原則として提言者に回答した日の属する年度から翌年度末までとする。

2 第2条第2項の検証結果の公表の期間は、検証結果を公表した日の属する年度から翌年度末までとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。